

平成29年度 当初予算要求の概要

局・区名

市民人権局

要求総額

2,819

百万円

(対前年度予算 + 132.5 %)

局区予算要求方針

市民人権局では、区政の推進、市民課窓口サービスの向上、自治会活動への支援、市民協働、安全安心なまちづくり、人権尊重社会・男女共同参画社会の実現、消費者問題への取組、生涯学習活動の振興など、市民生活に密着した取組を進めています。

平成29年度予算要求においては、引き続き「市民の視点」「現場主義」の観点に立ち、また、事務事業の再点検・再構築を検討し、以下の重点項目を中心に要求するものです。

今後も、市民ニーズや地域の実情に対応した、身近な市政を進めることにより、「市民が主役となって積極的にまちづくりに参画し、協働による取組が進められるまち」「すべての人が安全安心に暮らせるまち」ひいては、将来に夢と希望が持てる地域社会の実現をめざします。

また、すべての人の人的基本的人権が保障され、差別のない平和と人権が守られる社会づくりを推進します。

※ 給料、職員手当、共済費等各局で要求しないものは除く

重点的に取り組むもの

【※ ◎は新規事業、○は拡充事業】

1 自治会活動の活性化

要求額

◎ 地域会館整備事業（地域交流プラザ機能の創設）

8百万円

取組内容

地域会館の新築・建替え等に係る補助制度に、市民の読書環境を伴う生涯学習機能の充実を図る制度を創設し、地域活動拠点の機能を強化する。
地域交流プラザ機能の新設により住民同士の交流や学びあいにより地域活動の活性化を推進するとともに、開館時間の拡大を図ることで、子どもの見守り活動など、地域の安全・安心なまちづくりを推進する。
市民人権局では、「公共施設等特別整備基金」を積立て、地域会館整備及び機能強化のための財源を確保する。

2 地域の安全向上への取組

要求額

◎ 青色防犯パトロール担い手創生事業

3百万円

取組内容

大学連携の取組の一環として、青色防犯パトロール活動に参加したい大学生と担い手不足に悩む、地域の青色防犯パトロール活動との橋渡しの仕組みを構築する。

◎ 夜間自転車パトロール活動推進

1百万円

取組内容

地域における夜間防犯力の向上を目的に、サイクルポートに、電飾等による飾りつけを行った「パトロール用自転車」を配備し、19時～21時の間、主に仕事や学校帰りの有志市民を対象に貸し出し、帰宅時間を利用した夜間パトロール活動を推進する。

○ 堺セーフシティ・プログラム推進事業

13百万円

取組内容

公的空間における女性と子どもに対する暴力を防止する有効な事業モデルを構築するため、本市の犯罪情勢等に関する現状分析に基づき、行政・地域団体・市民の協働により、女性と子どもに対する安全・安心のための施策を推進する。

- ・夜間パトロールに呼応する活動の支援・育成の推進
- ・犯罪の温床となる死角をなくすための公園の樹木等の状況調査等の推進
- ・事業所が行う防犯カメラ設置への支援
- ・コンビニと連携し、成人雑誌が子どもの目に入らないようにする取組を推進
- ・ICT活用による安全・安心アプリの開発に向けた取組の推進
- ・一戸一灯運動の啓発支援
- ・若年層を対象に性暴力の加害者にも被害者にもならないための啓発を実施
- ・市民への取組周知と暴力を許さない市民意識の醸成を図るためのパネル展示等による啓発の実施

3 市民活動の活性化

要求額

◎ 多様な主体との連携・協働の推進

4.3 百万円

取組内容

「堺市市民活動活性化（促進）に関する基本方針」の改正を契機に、市民活動団体と協働のパートナーである大学・企業・地域金融機関等の様々な主体と連携・協働を推進するための取組を実施する。

- ・ さかいNPO協働大賞の創設
- ・ 協働コーディネーターによるマッチング事業の実施
- ・ 大学における市民活動拠点を中心とした多様な主体との交流の促進

4 市民の利便性の向上

要求額

・ 住民票等証明書のコンビニ交付実施

55 百万円

取組内容

住民票等の各種証明書の取得機会を増やすため、マイナンバーカードを利用したコンビニでの交付を実施する。なお証明書自動交付機は一定期間併行稼働し、コンビニ交付への移行を円滑に行う。

行財政改革の項目

1 事務事業の見直し

効果額

○ NPO法人コミュニティビジネス推進事業

2.3 百万円

取組内容

NPO法人コミュニティビジネス推進事業のうち、市民活動団体と行政の協働を推進する「公募提案型協働推進事業」を、多様な主体の協働によるビジネスプランを表彰する制度「さかいNPO協働大賞」に見直しを図る。

○ 人権啓発推進事業

5 百万円

取組内容

人権啓発を推進する市民活動団体が、より専門性を活かした多様な人権課題の解決につながる活動を展開することができるよう、補助内容の見直しを図る。また、より効率的な青年人権活動の推進に向け、活動内容や受益者負担を踏まえた補助内容の見直しを図る。